

株式会社帝国データバンク(特定事業者) (企業の信用調査, 企業情報の提供等を行う事業者)



企業信用調査等業務について、報酬単価及び自社商品の販売代金の回収額に応じて算出した勧誘手数料を内税で定め、一定期間における、報酬単価に調査完了企業数等に乗じて算出した額と勧誘手数料を合計した額を委託料としている。

【違反行為】

前記の報酬単価及び勧誘手数料について、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せせず、前記の方法で算出した額を企業信用調査等業務の委託料として支払った(注)。

(注) 中小企業庁の調査開始後、本件委託調査員に対して、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を支払った。



本件委託調査員(特定供給事業者) (企業信用調査等業務の委託料を据え置かれた事業者約670名)

勧告の内容

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
 - 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと
- など

消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価の額を定める行為を「買ったたき」として禁止しています。

